

【表紙】  
【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成19年11月8日  
【事業年度】 第95期（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）  
【会社名】 昭和シェル石油株式会社  
【英訳名】 SHOWA SHELL SEKIYU K.K.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 新美 春之  
【本店の所在の場所】 東京都港区台場二丁目3番2号  
【電話番号】 03（5531）5591  
【事務連絡者氏名】 常務取締役 新井 純  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区台場二丁目3番2号  
【電話番号】 03（5531）5591  
【事務連絡者氏名】 常務取締役 新井 純  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
昭和シェル石油株式会社 近畿支店  
（大阪府中央区道修町三丁目6番1号  
京阪神不動産御堂筋ビル）  
昭和シェル石油株式会社 中部支店  
（名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビル）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月29日に提出いたしました第95期（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）有価証券報告書に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 第6 提出会社の株式事務の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 省略

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a) ～g) 省略

h) 取締役の解任決議の要件

平成19年3月29日開催の定時株主総会において、議決権の過半数を有する株主が出席し、取締役の解任決議の要件をその3分の2以上の多数をもって行う決議とする旨の定款変更を行いました。

(訂正後)

(1) 省略

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a) ～g) 省略

h) 取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨を定款に定めております。

i) 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任の決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役の解任決議は、平成19年3月29日開催の定時株主総会において定款変更を行い、議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨を定款に定めております。

j) 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとした事項とその理由

当社は、経済情勢の変化に対応した資本政策の実行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また、半期ごとの安定的かつ継続的な株主への利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、

取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<表 略>

(訂正後)

<表 略>

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 株主の有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利